

| | |
|------------|-------|
| 第46回科学技術部会 | 資料1-2 |
| 平成20年7月23日 | |

厚生労働省の平成21年度研究事業に関する評価(案)
(概算要求前の評価)

厚生科学審議会
科学技術部会

平成20年〇月〇日

厚生労働省の平成21年度研究事業に関する評価（案）

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 評価方法 | 1 |
| 3. 厚生労働科学研究費補助金 | 4 |
| < I. 行政政策研究分野> | 4 |
| (1) 行政政策研究 | 4 |
| (2) 厚生労働科学特別研究 | 15 |
| < II. 厚生科学基盤研究分野> | 18 |
| (3) 先端的基盤開発研究 | 18 |
| (4) 臨床応用基盤研究 | 46 |
| ※ スーパー特区事業（仮称） | 60 |
| < III. 疾病・障害対策研究分野> | 65 |
| (5) 子ども家庭総合研究 | 65 |
| (6) 第3次対がん総合戦略研究 | 68 |
| (7) 生活習慣病・慢性疾患克服総合研究（仮称） | 74 |
| (8) 長寿・障害総合研究（仮称） | 82 |
| (9) 感染症対策総合研究（仮称） | 91 |
| (10) こころの健康科学研究 | 99 |
| < IV. 健康安全確保総合研究分野> | 103 |
| (11) 地域医療基盤開発推進研究 | 103 |
| (12) 労働安全衛生総合研究 | 107 |
| (13) 食品医薬品等リスク分析研究 | 110 |
| (14) 健康安全・危機管理対策総合研究 | 126 |
| 4. がん研究助成金 | 131 |
| 5. 基礎研究推進事業費（独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金） | 136 |

1. 目的

厚生労働省が実施する研究事業について、予算の概算要求に先立ち、行政施策との連携を保ちながら、研究開発の一層効果的な実施を図り、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的とし、厚生科学審議会科学技術部会において評価を行うものである。

2. 評価方法

1) 経緯

厚生労働省全体の科学技術に関する事業の整合性を図る観点から、平成15年2月27日、厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働省の科学技術に関する大型プロジェクトについて概算要求前に事業の概要を検討し、外部評価等を取り入れた評価を行うことを定めた。以後、平成15年度より厚生労働科学研究費補助金の各事業及びがん研究助成金について、毎年度概算要求前の評価を行ってきたところである(平成16年度より独立行政法人医薬品医療機器総合機構開発振興勘定運営費交付金の基礎研究推進事業費(平成17年度に独立行政法人医薬基盤研究所へ移管)を追加)。

2) 科学技術を巡る動向

我が国の科学技術政策は、科学技術基本法(平成7年法律第130号)に基づく「科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定。計画期間:平成18~22年度。以下「第3期科学技術基本計画」という。)や長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日閣議決定)に基づき進められているところである。本年、福田総理の施政方針演説に基づき、「革新的技術戦略」(平成20年5月19日総合科学技術会議決定)が取りまとめられた他、経済財政諮問会議における提案を踏まえた、「『先端医療開発特区(スーパー特区)』の創設について」(平成20年5月23日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づき、最先端の再生医療、医薬品・医療機器について、より開発の促進を図ることとされている。さらに、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号)が本年6月に公布された。

3) 評価対象

厚生労働省の科学技術研究の中から、①主に競争的資金で構成される厚生労働科学研究費補助金の各研究事業、②独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金のうち基礎研究推進事業費、及び、③予算額が大きく「分野別推進戦略」(平成18年3月28日総合科学技術会議)の「戦略重点科学技術」(参考1)と強い関連がある、国立高度専門医療センター特別会計によるがん研究助成金を対象とした。

4) 評価方法

平成21年度実施予定の各研究事業について、厚生労働省の各担当部局が、外部有識者等の意見を踏まえて評価原案を作成し、厚生科学審議会科学技術部会において審議する。

なお、本評価は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成20年4月1日、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)〈参考2〉に基づき行うとともに、政策評価(参考3)とも一体として実施するため、厚生労働科学研究費補助金全体を評価する「政策評価」の観点である「必要性」「効率性」「有効性」等についても総合的に評価する。

また「第3期科学技術基本計画」で設定された理念や政策目標(参考4)及び「分野別推進戦略」で示されている戦略重点科学技術を踏まえて評価を行った。「平成21年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」と各研究事業の関係についても明示し、優先順位付け等における総合科学技術会議からの指摘事項を踏まえた対応等についても記載した。

＜参考1＞

「分野別推進戦略」（平成18年3月28日 総合科学技術会議）

I. ライフサイエンス分野

3. 戰略重点科学技術

(2) 戰略重点科学技術の選定

- ①「生命プログラム再現科学技術」
- ②「臨床研究・臨床への橋渡し研究」
- ③「標的治療等の革新的がん医療技術」
- ④「新興・再興感染症克服科学技術」
- ⑤「国際競争力を向上させる安全な食料の生産・供給科学技術」
- ⑥「生物機能活用による物質生産・環境改善科学技術」
- ⑦「世界最高水準のライフサイエンス基盤整備」

＜参考2＞

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」

（平成20年4月1日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

第2編 研究開発施策の評価の実施方法

第2章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性の観点等から評価を行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業、経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第3章 評価結果

評価結果は、当該研究開発施策の見直しに反映させるとともに、各所管課において、研究事業等の見直し等への活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公開するものとする。

＜参考3＞

「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（第2期）

（平成19年3月30日 厚生労働大臣決定、平成19年9月28日、平成20年3月31日一部変更）

第4 政策評価の観点に関する事項

1 政策評価の観点

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価することとする。
(中略)

(1) 「必要性」の観点

- イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。
- ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2) 「効率性」の観点

- イ 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。
- ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。
- ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3) 「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

(中略)

第6 事前評価の実施に関する事項

1 事前評価の対象とする政策

(1) 法第九条に規定する政策

イ 個々の研究開発(注1)

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるもの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することがみこまれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

(ロ～ニまで略)

注1：人文科学のみに係るもの除く（「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年9月27日政令第323号。以下「令」という。）第3条第1号及び2号参照）。

(2) 上記(1)の政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

(イ) 略

ロ 大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

(中略)

<参考4>

「科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）

第1章 基本理念

3. 科学技術政策の理念と政策目標

(1) 第3期基本計画の理念と政策目標

理念1 人類の英知を生む

～知の創造と活用により世界に貢献できる国実現に向けて～

◆目標1 飛躍知の発見・発明 ～未来を切り拓く多様な知識の蓄積・創造

(1) 新しい原理・現象の発見・解明

(2) 非連続な技術革新の源泉となる知識の創造

◆目標2 科学技術の限界突破 ～人類の夢への挑戦と実現

(3) 世界最高水準のプロジェクトによる科学技術の牽引

理念2 国力の源泉を創る

～国際競争力があり持続的発展ができる国実現に向けて～

◆目標3 環境と経済の両立 ～環境と経済を両立し持続可能な発展を実現

(4) 地球温暖化・エネルギー問題の克服

(5) 環境と調和する循環型社会の実現

◆目標4 イノベーター日本 ～革新を続ける強靭な経済・産業を実現

(6) 世界を魅了するユビキタスネット社会の実現

(7) ものづくりナンバーワン国家の実現

(8) 科学技術により世界を勝ち抜く産業競争力の強化

理念3 健康と安全を守る

～安心・安全で質の高い生活のできる国実現に向けて～

◆目標5 生涯はつらつ生活 ～子供から高齢者まで健康な日本を実現

(9) 国民を悩ます病の克服

(10) 誰もが元気に暮らせる社会の実現

◆目標6 安全が誇りとなる国 ～世界一安全な国・日本を実現

(11) 国土と社会の安全確保

(12) 暮らしの安全確保

3. 厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学研究費補助金による研究事業は、平成21年度においては4研究分野に属する以下の研究事業に分かれて実施されることを計画している。なお、特に新規の事業については、様々な観点からの検討が必要であり、今後、変更があり得る状況である。

表1. 研究事業について

| 研究分野 | 研究事業 |
|---------------------------|----------------------------|
| I. 行政施策 | (1) 行政政策研究事業 |
| | (2) 厚生労働科学特別研究事業 |
| II. 厚生科学基盤 ＜先端医療の実現＞ | (3) 先端的基盤開発研究事業 |
| | (4) 臨床応用基盤研究事業 |
| | ※スーパー特区事業（仮称） |
| III. 疾病・障害対策 ＜健康安心の推進＞ | (5) 子ども家庭総合研究事業 |
| | (6) 第3次対がん総合戦略研究事業 |
| | (7) 生活習慣病・慢性疾患克服総合研究事業（仮称） |
| IV. 健康安全確保総合 ＜健康安全の確保＞ | (8) 長寿・障害総合研究事業（仮称） |
| | (9) 感染症対策総合研究事業（仮称） |
| | (10) こころの健康科学研究事業 |
| IV. 健康安全確保総合 ＜健康安全の確保＞ | (11) 地域医療基盤開発推進研究事業 |
| | (12) 労働安全衛生総合研究事業 |
| | (13) 食品医薬品等リスク分析研究事業 |
| | (14) 健康安全・危機管理対策総合研究事業 |

＜I. 行政政策研究分野＞

行政政策研究は、「行政政策研究事業」及び「厚生労働科学特別研究事業」の2事業から構成されている。

行政政策研究事業は、政策科学総合研究（政策科学推進研究及び統計情報総合研究）、社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）及び地球規模保健課題推進研究からなる。

(1) 行政政策研究

- ・政策科学総合研究
- ・社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）

| | |
|----------|---|
| 分野名 | 行政政策研究分野 |
| 事業名 | <ul style="list-style-type: none"> ・政策科学総合研究 ・社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究） |
| 主管部局（課室） | <ul style="list-style-type: none"> 政策統括官付政策評価官室 大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室 大臣官房厚生科学課 |
| 運営体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・省内の社会保障関連部局と調整しつつ、事業を運営。 ・国際医学協力研究事業については、日米医学協力計画専門部会関係課室と連携して運営。 <p>（大臣官房国際課、健康局総務課生活習慣病対策室、疾病対策課、結核感染症課、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室）</p> |

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）

| | |
|-----|-----------------------------|
| 理念 | 健康と安全を守る |
| 大目標 | 生涯はつらつ生活 安全が誇りとなる国 |
| 中目標 | 誰もが元気に暮らせる社会の実現 暮らしの安全確保 |

1. 事業の概要

(1) 第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

| | |
|-----------|--|
| 重要な研究開発課題 | ライフサイエンスが及ぼす社会的影響や、社会福祉への活用に関する研究開発 感染症の予防・診断・治療の研究開発 |
| 研究開発目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・2010年までに、労働力等限られた資源の、社会保障への効率的活用等に資する政策研究を推進し、人口減少に対応するための社会的基盤整備の確立のための新たな知見を得る。 ・2015年頃までに、人口減少に対応するための社会的基盤整備を確立するための技術を確立する。 ・2010年までに、医療のIT化に対応した効率的で質の高い統計調査の手法を確立する。 ・2010年までに国連ミレニアム開発目標（MDGs）で示された目標の達成にいたる方法論について新たな知見を得て、とりまとめる。 ・2015年頃までに、国民の健康を脅かす新興・再興感染症について、国民に対する適切な医療の確保への道筋をつけるべく、予防・診断方法の確立や治療法の開発を実現する。 |
| 成果目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・2015年頃までに、少子・高齢・人口減少社会において持続可能な社会保障制度の構築に確実な貢献を行う。 ・2010年頃までに、統計データに基づく福祉政策決定をさらに確実なものとし、国民の生活の質の向上を実現する。 ・2015年頃までにWHO等の国際機関に対する主要分担金負担国たる我が国の国際社会への貢献を確固たるものにし、健康政策について国際的な影響力を確保する。 ・2015年頃までに、エイズ・肝炎や鳥インフルエンザ、SARSなどの新興・再興感染症に対する国民に適切な医療を提供する。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 戦略重点科学技術の該当部分 | — |
| 「研究開発内容」のうち、本事業との整合部分 | — |
| 推進方策 | — |

(2) イノベーション25（社会還元加速プロジェクト）との関係（該当部分）：該当なし

(3) 革新的技術戦略との関係（該当部分）：該当なし

(4) 科学技術外交との関係（該当部分）：該当なし

(5) 事業の内容（新規・一部新規・継続）

(政策科学総合研究)

人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般に関する研究等に積極的に取り組み、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び推進に資することを目的とし、①持続可能な社会保障制度の構築に関する研究、②社会保障制度についての評価・分析に関する研究、③研究の基盤となる厚生労働統計情報のあり方や活用方法、について調査研究を行うもの。

A. 一般公募型

- ①社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究
- ②世帯・個人の経済・生活状況と社会保障に関する研究
- ③社会保障分野における厚生労働行政施策の効率的な推進等に関する調査研究
- ④厚生労働統計調査の調査手法及び精度の向上に関する研究
- ⑤厚生労働統計データの高度処理システムの開発に関する研究
- ⑥厚生労働統計データの高度分析に関する研究
- ⑦厚生労働統計データの情報発信等に関する研究
- ⑧その他の厚生労働統計調査の高度な利用又は効率的かつ効果的な企画・立案及び実施方策に関する研究であって、重要性・緊急性が特に高いもの

B. 指定型

- ①包括払い方式が医療経済及び医療提供体制に及ぼす影響に関する研究

C. 若手育成型

- ①一般公募型のうち若手育成に資する研究

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

本研究事業は、昭和40年の佐藤総理大臣と米国ジョンソン大統領の共同声明に基づき、我が国と米国が共同して、アジア地域にまん延している疾病に関する研究を行うことを目的とした「日米医学協力計画」の下で、アジアにおける感染症（細菌性・ウイルス性・寄生虫）、栄養・代謝関連疾患、環境と遺伝要因による疾病といった幅広い分野（9分野）の諸課題の改善・克服に向けて取り組むもの。

(6) 平成21年度における主たる変更点

(政策科学総合研究)

政策立案に関する各部局の意見やこれまでの成果を踏まえ、引き続き人口・少子化問題、社会保障全般に関する保健、医療、福祉、労働安全衛生等の統計調査の手法、処理システム、分析、そして情報発信に関して研究を実施する。具体的には、医療と福祉の産業連関に関する研究、厚生労働省施策に関する広報の推進に関する研究、死亡統計システムの改善とデータの有効利活用に関する研究、大規模データを行政施策の立案につなげるための高度分析に関する応用研究、情報発信力強化に資する統計公表の妥当性や適時性に関する研究、について公募する。更にこれらの研究テーマについて若手育成枠を設け、現在不足がちの若手研究者の育成を図る。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

地球規模保健課題推進研究（仮称）の新設に伴い、平成21年度は国際医学協力研究のみを行う。

(7) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

(政策科学総合研究)

医療・福祉・年金・人口問題等の社会保障全般や統計情報に関し、複数部局にまたがる人文・社会学系を中心とした研究事業を主に推進しており、省内関係部局の要請を踏まえ事業を実施している。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

国際医学協力研究については、日米医学協力計画専門部会関係課室と連携して運営している。

(8) 予算額（単位：百万円）

<政策科学総合>

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21(概算要求) |
|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 686 | 647 | 470 | 376 | 未定 |

<社会保障国際協力推進>

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21(概算要求) |
|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 206 | 194 | 189 | 185 | 未定 |

※平成21年度は地球規模保健課題推進研究（仮称）の新設に伴う見直しを予定。

(9) 19年度に終了した研究課題で得られた成果

(政策科学総合研究)

人口減少の局面に入り、それに見合った社会保障制度の設計を行うことが求められている中、本研究事業では、制度設計、政策立案に資する観点から、省内関係部局と調整の下、様々な視点から真に必要で緊急性の高い課題について、理論的・実証的研究を実施し、施策の企画立案及び推進に寄与する研究結果を得た。

- ・今までの少子化関連施策の効果を評価することにより、子育て家族への支援水準（保育需要への対応や児童手当等の支給水準）や雇用労働環境（男女の就業時間、非正規就業の割合等）改善の必要性を示し、更にこれら施策改善が将来の労働力供給対策に有効性があることを示した。
- ・DPC（包括支払い方式）の効果的な実施と医療の質の評価を実施し、1入院当たり包括支払い方式の開始など平成20年度診療報酬改定の基礎資料となった。
- ・外科手術のアウトカム要因解析と評価方法の研究を行い、施設症例数の多寡により診療報酬点数に格差を設ける妥当性が明らかでないことを示した。
- ・個々の現場で独自に実施している生活保護の相談援助の質の底上げ・標準化を実施するため、相談援助業務に関する評価指標を開発し、自治体の研修で活用できる業務支援ツールを開発した。
- ・漢方医学を含む東アジアの伝統医学分類の原案を日中韓合同で開発し、WHOで国際的分類とすることが提案された。
- ・政府によるパネル調査（21世紀出生児縦断調査、成年者縦断調査、中高年者縦断調査）データの有効な活用に資するデータベースシステム(PDB21)・総合分析システムを開発し、統計的分析を試行した。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

- ・集団下痢症の原因として毒素原性大腸菌が重要であること、さらにコレラ菌が我が国の環境中で生息できる可能性を示唆した。多種類の細菌性腸管感染症の病原体を同時にスクリーニングする遺伝子検査法を構築した。
- ・東ロシアの野鳥におけるウエストナイルウイルス感染を示唆した。狂犬病について、フィリピンのウイルス株に対して3種の单クローン抗体を作成し、診断のための基盤を確立した。
- ・フィラリア症の尿診断法を確立し、スリランカにおける乳幼児での感染状況を明らかにした。また、国内に生息し、デング熱などの媒介能のあるヒトスジシマカの分布が北進していることを明らかにした。
- ・メタボリックシンドromeの病態は人種により異なり、日本人では耐糖能が正常であってもインスリン分泌能が低下すること、肝機能障害や高尿酸血症が高頻度にみられるなどの特徴があることを明らかにした。
- ・発がん因子特異的にDNAメチル化のパターンが形成される可能性が高いことが示唆さ

れ、今後、各個人の胃粘膜の DNA メチル化パターンを解析することで、例え血清抗体が消失していても、過去の感染歴を判定できるようになる可能性を示した。

- ・アジア地域における HBV/HCV/HEV/HIV の疫学的調査の結果、インドネシアの離島においては HCV も HIV も未到達であることが判明し、防疫上、重要な示唆を与えるとともに、アジアでは HBV と HEV が最大の制御対象であることを明らかにした。
- ・モンゴルで発見された H5N1 亜型インフルエンザウイルスの致死的な病原性と特異遺伝子の関与を明らかにした。さらに、A 型インフルエンザウイルスゲノム転写・複製阻害物質の大規模スクリーニングを可能とする vRNA 安定発現細胞株を樹立した。また、アマンタジン耐性インフルエンザウイルスの M2 と HA 遺伝子変異運動から、耐性株伝播率向上機序を明らかにした。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

(政策科学総合研究)

中・長期的な観点から社会保障に関する制度改革の必要性を見据え、行政ニーズを重視した研究を実施する一方で、効果的な少子化対策の方策や人口減少社会における社会保障制度設計等の新たな施策展開や、施策の制度設計や評価の基となる統計情報について、基礎的情報を得る研究を実施できる研究事業は、他にない。また、社会保障関連施策は、他の政策分野に比べ国民の期待が従来から高く、その企画・立案に直結する当該研究事業の推進は不可欠であり、国民のニーズに合致している。本研究事業は、国民の安心と生活の安定を支える持続可能な社会保障制度の構築に資する研究成果が期待でき、必要なものである。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

本研究事業により、我が国と米国が共同でアジア地域の疾病の研究を行うことにより、我が国のみならずアジア地域の健康維持・増進に貢献するとともに、米国等と共同研究を行うことによりアジア地域の研究者の育成にも寄与してきた。今後ともアジア地域を中心とした医学の進展に貢献していく必要があり、国際協力・貢献の観点からも必要な研究である。

(2) 研究事業の効率性

(政策科学総合研究)

本研究事業の公募課題は、省内関係部局と調整の下、施策の推進に真に必要で緊急性の高いものがこれまで取り上げられている。特に、公募課題決定、研究採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携により、施策との関連の高い課題を優先的に実施している。適切な事前評価・中間評価により、効率よく、優れた研究が採択されている。さらに、毎年度、研究成果をとりまとめた報告書を作成するとともに、事後評価を行うことにより、効率的な研究事業が行われている。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

取り組むべき問題が多岐にわたる中で、緊急性や重要性に鑑み集中的に取り組む課題を抽出し、5カ年ごとに計画を作成するとともに日米両国の日米医学委員が研究の実施状況等について毎年、評価・助言を行い、研究活動に速やかに反映できる体制となっており、効率的な研究が行われている。

(3) 研究事業の有効性

(政策科学総合研究)

公募課題決定、研究採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携により、施策との関連の高い課題を優先的に実施している。また、平成 18 年度から若手育成型研究を導入したことは、長期的な視点で当該分野の若手人材を育成するという観点から評価できる。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

本研究事業においてはウイルス、細菌等感染症、栄養・代謝関連疾患、環境と遺伝要因による疾病といった幅広い分野（9課題）の研究を実施しており、それぞれの分野の日本、米国の研究者が共同で研究を実施し、アジア地域の保健衛生の向上に貢献してきた。また、アジア地域の研究者とも共同研究等を行うことにより、現地の状況を反映した研究及び研究者の育成を有効に図っており有効性の高い研究である。

(4) その他

(政策科学総合研究)

平成 18 年 5 月 26 日にまとめられた「社会保障の在り方に関する懇談会」報告書では、急速に進む少子高齢化の中で社会保障制度を持続可能なものとするためには、予防や自立支援を推進し、健康寿命や労働寿命を延ばして社会保障に対する需要を抑制していくことが不可欠と強調されている。また、給付と負担のあり方を不斷に見直すこととされ、社会保障制度にとどまらず関係諸施策を含めて一体的な検討が必要と指摘されており、懇談会の報告書を踏まえた研究を引き続き行う必要がある。

また、平成 19 年 5 月 23 日に「統計法(平成 19 年法律第 53 号)」が公布され、政府は社会全体の情報基盤としての公的統計という認識に立ち、体系的な整備に関する基本計画を策定し、有用性の向上を図り、統計データの二次利用を促進することとなり、現在平成 21 年度の全面施行に向けて、基本計画の内容や具体的対応が議論されているところである。また、「医療制度改革大綱（平成 17 年 12 月 1 日）」において、行政施策の立案や評価のためには、地域医療計画や医療費適正化計画を進めるに当たって、地域の特性を把握し、具体的な指標や目標値を活用することとされている。このように、行政施策を計画的に進める上で基盤となる統計情報の重要性は益々高まっていると言える。さらに、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）や年金財源の在り方等、社会保障制度に関する国民の関心は益々高く、社会保障国民会議等政府全体において、今後の在り方が議論されている。一方、地方分権推進会議や規制改革会議での議論が進む過程で、保育所の指針等厚生労働省が定める規制に対して科学的根拠が問われ、本事業で検討を行っているように、施策実施の基盤となる理論的・実証的根拠作りが必要であり、本事業の必要性は高い。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

特になし。

3. 総合評価

(政策科学総合研究)

社会保障に関する国民の関心が益々高まる中、多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、少子化、医療、年金、介護、社会福祉等、各局横断的に、国内外の社会保障全般に係る厚生労働行政に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。今後とも、厚生労働行政の企画立案、効果的運営のため、本事業の推進が必要である。

(社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究）)

本研究事業は、アジア地域にまん延する疾病的予防・治療方法の開発につながるものであり、アジア地域の人々の健康維持・増進に寄与することが期待される成果もあり、国際協力・貢献の観点からも意義あるものと評価できる。今後もアジア地域の研究者の参加を得て、感染症の予防及び治療に向けた基礎研究及び疫学調査、アジアにおける生活習慣病に関する疫学調査等を推進する必要がある。

4. 参考（概要図）

